

改正貸金業法完全施行に伴う声明

私達は、高金利・過剰融資を規制する改正貸金業法が本日完全施行されるに至ったことに対し、心より歓迎すると共に、今日まで完全施行に向けて施策を進めてこられた金融庁並びに関係者に対し、心より敬意を表するものです。

言うまでもなく今回の貸金業法の改正は、消費者金融・信販会社・商工ローン業者等による多重債務被害が大きな社会問題となる中で、「多重債務被害の根絶」をスローガンに法改正に向けて国民的な運動が展開され、その成果として実現されたものです。

平成18年12月の法改正後、政府のもとには多重債務者対策本部が設置され、平成19年4月に策定された「多重債務問題改善プログラム」に基づき、全国の地方自治体における多重債務相談窓口の設置や、官民共同しての多重債務相談などが実施され、多重債務対策は被害者の救済に向けて順調に推移しています。過日の政府の調査によれば、国民の大半が貸金業法の改正を評価しているところです。

本日、完全施行にあたり、私達は関係当局に対し、多重債務問題解決のため、以下の通り要請するものであります。

- 1 多重債務問題の背景には貧困問題が存すること、貧困は個人の努力のみによっては解決が困難であることを認識し、生活保護・公的扶助等社会保障制度の充実並びにワーキングプア（働く貧困層）の解消に尽力すること。
- 2 貸金業者に対して本法の遵守を指導し、脱法行為を厳しく監視すると共に、違反業者を厳しく処分すること。
- 3 貸金業者の貸出上限金利が、利息制限法所定金利（年15%～20%）でも大変高利であることに鑑み、これを早急に引き下げること。
- 4 今日の高利の消費者金融業・商工ローンに代わり、借り手の生活・事業を破壊しない安全かつ安心できる消費者・生活者・中小零細事業者向けの健全な金融制度を早急に確立するとともに、これまで種々の悲劇を生んできた個人保証制度について、これを抜本的に改めること。
- 5 ヤミ金融の検挙・撲滅に一層尽力すること。
- 6 官民共同して更なる多重債務者救済に尽力するとともに、貧困者に対する生活保護・公的扶助等社会保障制度の活用を促進すること。

私達も、今後ともクレサラ・多重債務被害の根絶のため全力を挙げて取り組むと共に、全ての関係者に対し、強く本法の遵守を訴え、ここに声明するものであります。

2010年6月18日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会
代表幹事 木村達也